新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う特別取扱い(時限的措置)終了のお知らせ (濃厚接触者としての休業も傷病給付金の支払対象とするもの)

開業医共済協同組合

理事長 谷田部 雄二 (公印 略) 〒380-0928 長野市若里1-5-26 長野県保険医会館内 TEL: 026-217-6600 FAX: 026-217-6627

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申しあげます。

2022年7月31日(日)をもちまして、下記文書にてご案内しておりました「開業医共済休業保障制度」における特別取扱い(時限的措置)を終了いたします。

・「新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う特別取扱い(時限的措置)のご案内(2021.7.26)」(別紙) ※2021 年 11 月 28 日付けでお支払いの対象期間を 2022 年 7 月 31 日まで延長済

つきましては、本時限的措置に関する対象期間等について、次のとおり改めてお知らせいたします。

1. 対象期間

2022 年 7 月 31 日まで

※保健所から指示された健康観察期間の初日が上記の対象期間内である休業が対象

2. 適用条件

休業期間の証明書類として、<u>保健所より発行された「健康観察期間案内(保健所の所定様式)」等が提出され</u>た場合に限り、特別取扱いを適用し、給付審査を行います。

「健康観察期間案内」とは

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第1項の規定により 当該感染症の感染の防止に必要な協力を求める際に保健所から発行される通知書類等を指します。

3. 共済金の請求期限

事由発生日(休業開始日)から起算して3年以内は、共済金のご請求が可能です。

4. お問い合わせ先(共済代理店)

【青森県】 【福島県】

青森県保険医協同組合(TEL:017-763-5820) 福息

【新潟県】

新潟県保険医協同組合(TEL: 025-245-6171)

長野県保険医協同組合(TEL: 026-223-0345)

【岡山県】

【長野県】

岡山県保険医協同組合 (TEL: 086-274-9131)

福島県保険医協同組合(TEL: 024-531-3848)

【福井県】

福井県保険医協同組合(TEL:0776-29-2818)

【鳥取県】

鳥取県保険医協同組合(TEL: 0859-24-3064)

【山口県】

山口県保険医協同組合(TEL:083-972-2250)

【大分県】

大分県保険医協同組合(TEL:097-568-0047)